

協議第 26 号

電算システム関係事業（協定項目 22 - 3）について

電算システム関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会  
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議の調整表

協議事項	2 2 - 3 電算システム関係事業		整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>電算システム関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．ホームページについては、合併時に再編する。</li> <li>2．個人情報管理システムについては、合併後に再編する。</li> <li>3．グループウェアシステムについては、合併時に再編する。</li> <li>4．例規法令システムについては、合併時に再編する。</li> <li>5．財務会計システムについては、合併時に統合する。</li> <li>6．住民情報システムについては、合併時に統合する。</li> <li>7．ネットワークについては、合併時に再編する。</li> <li>8．住民基本台帳ネットワークについては、合併時に統合する。</li> <li>9．公的個人認証については、合併時に統合する。</li> <li>10．電子自治体の推進（含むL G W A N）については、合併時に統合する。</li> <li>11．セキュリティポリシーの策定・管理・運用については、合併時に再編する。</li> </ol>					
項 目	現 況				調整内容	
	東 村	吾 妻 町				
1．ホームペー ジ	<p>1．目的 村政への理解を図るため、行政情報を迅速に村民に提供する</p> <p>2．内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あづま情報コーナー</li> <li>・概要、要覧データ</li> <li>・お知らせ</li> <li>・ガイドマップ</li> <li>・箱島湧水</li> <li>・リンク集 等</li> </ul>	<p>1．目的 町政への理解を図るため、行政情報を迅速に町民に提供する</p> <p>2．内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吾妻町の最新情報</li> <li>・吾妻町のデータ</li> <li>・吾妻の四季</li> <li>・文化財紹介</li> <li>・ガイドマップ</li> <li>・リンク集 等</li> </ul>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併時に再編する。</p> <p>【調整方針の理由】 現在では市町村のホームページは必要 なため、合併時に再編し閲覧できるよう にする。</p>			

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
2 . 個人情報管理システム	該当なし	1 . 目的 ・ 職員情報システム 給与の基本データの管理、人事履歴の管理、毎月の給与及び昇給の管理	【調整の区分】 合併後に再編する。  【具体的な調整方針案】 合併後に必要性を検討し、導入を検討する。  【調整方針の理由】 職員数が増えるため必要になると見込まれる。
3 . グループウェアシステム	1 . 目的 村職員の情報共有のツールとして使用 2 . 内容 ・ 電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、施設予約、共通様式、条例検索、リンク集 ・ 職員個人、課代表のライセンスを管理65アカウント。	1 . 目的 町職員の情報共有のツールとして使用 2 . 内容 ・ 庁内メール、掲示板、会議室予約、公用車予約、行事管理、新着情報の登録 ・ ライセンスは所属数分を管理 39アカウント	【調整の区分】 合併時に再編する。  【具体的な調整方針案】 電子決裁を考慮しつつ、グループウェアの導入をする。  【調整方針の理由】 合併後も必要不可欠なシステムであるため。
4 . 例規法令システム	1 . 目的 条例、規則等を職員等がパソコンにより閲覧出来るようにしたもの。 2 . 内容 東村例規集の加除の印刷を委託している業者に電子データ（CD-ROM）の作成を委託し、紙による加除と同時期に新規条例等をサーバーにインストールしデータベースを年4回更新。	1 . 目的 条例、規則等を職員等がパソコンにより閲覧出来るようにしたもの。 2 . 内容 吾妻町例規集の加除の印刷を委託している業者に電子データ（CD-ROM）の作成を委託し、紙による加除と同時期に新規条例等をサーバーにインストールしデータベースを年4回更新。	【調整の区分】 合併時に再編する。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
5．財務会計システム	<p>1．目的 財務会計システムを利用する組織の管理をする。</p> <p>2．内容 財務を使用しているところ 庁内全課44ライセンス 小中学校2 出先機関3 計49ライセンス</p>	<p>1．目的 財務会計システムを利用する組織の管理をする。</p> <p>2．内容 財務を使用しているところ 庁内全課41ライセンス 保育所3 幼稚園4 小中学校8 出先機関9</p>	<p>【調整の区分】 合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村のいずれかの現行システム、またはその最新バージョンに合する。</p> <p>【調整方針の理由】 支払事務等で必要不可欠なシステムのため。</p>
6．住民情報システム	<p>1．目的 業務に合わせた住民情報の提供</p> <p>2．内容 ホストオンラインによる住民情報提供 サーバー1台 端末数3台 住民福祉課 保健課 企画観光課 農林建設課</p>	<p>1．目的 業務に合わせた住民情報の提供</p> <p>2．内容 ホストオンラインによる住民情報提供 端末 住民課 保健福祉課 税務課</p>	<p>【調整の区分】 合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村とも同一のシステムのため、現行のシステムまたはその最新バージョンに統合する。</p> <p>【調整方針の理由】 同一のシステムのため。</p>
7．ネットワーク	<p>1．目的 庁内、出先機関の機器の更新、保守</p> <p>2．内容 庁内、出先機関等にある60台の職員パソコンの管理、職員の異動に伴う職員パソコンの再配備、ネットワークの整備、職員パソコンのIP管理</p>	<p>1．目的 庁内、出先機関の機器の保守</p> <p>2．内容 庁内、出先機関等にある職員パソコンの管理、ネットワークの整備、職員パソコンのIP管理</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 事務内容がほぼ同いため、業者が決定した後に調整する。</p> <p>【調整方針の理由】 ネットワークを管理する上で必要不可欠なため。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
8．住民基本台帳ネットワーク	<p>1．目的 住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運用と情報セキュリティの確保</p> <p>2．内容 住民基本台帳ネットワークシステムは現在、本庁の住民福祉課の窓口でのみ受け付けることになっている。そのため、セキュリティ管理の組織として助役を統括責任者としてセキュリティ会議を開催している。</p>	<p>1．目的 住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運用と情報セキュリティの確保</p> <p>2．内容 住民基本台帳ネットワークシステムは現在、本庁の住民課の窓口でのみ受け付けることになっている。そのため、セキュリティ管理の組織として助役を統括責任者としてセキュリティ会議を開催する。</p>	<p>【調整の区分】 合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村とも同一のシステムのため、現行のシステムまたはその最新バージョンに統合する。</p> <p>【調整方針の理由】 合併後も必要不可欠なため。</p>
9．公的個人認証	<p>1．目的及び概要 公的個人認証サービスとは、インターネット等によるオンライン手続きにおいて、なりすまし、改ざん等の危険性を防ぐための確かな本人確認手段と言える電子署名を、地理的条件等による利用格差が生じないよう住民基本台帳に記録されている全国の住民に対して提供するサービスである。公的個人認証サービスの利用を希望する者は、電子署名を行うにあたり必要となる秘密鍵及び公開鍵、県知事が発行した自身の電子証明書を、窓口で入手することができる。</p>	<p>1．目的及び概要 公的個人認証サービスとは、インターネット等によるオンライン手続きにおいて、なりすまし、改ざん等の危険性を防ぐための確かな本人確認手段と言える電子署名を、地理的条件等による利用格差が生じないよう住民基本台帳に記録されている全国の住民に対して提供するサービスである。公的個人認証サービスの利用を希望する者は、電子署名を行うにあたり必要となる秘密鍵及び公開鍵、県知事が発行した自身の電子証明書を、窓口で入手することができる。</p>	<p>【調整の区分】 合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村とも同一のシステムのため、現行のシステムに統合する。</p> <p>【調整方針の理由】 合併後も必要不可欠なため。</p>
10．電子自治体の推進（含むL GWAN）	<p>総合行政ネットワーク接続</p> <p>1．目的 全国の地方公共団体がネットワークされる総合行政ネットワークが整備される、国のネットワーク「霞ヶ関WAN」とも接続し文書交換、通知、メールの利用などを行う。</p>	<p>総合行政ネットワーク接続</p> <p>1．目的 全国の地方公共団体がネットワークされる総合行政ネットワークが整備される、国のネットワーク「霞ヶ関WAN」とも接続し文書交換、通知、メールの利用などを行う。</p>	<p>【調整の区分】 いずれかの例により合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 2町村とも同じ機器を使用しているため、いずれかの現行システムに統合する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>2 . 内容</p> <p>東村からは、群馬県と光回線(メガデータネット)で接続され、さらに県から各省庁(霞ヶ関WAN)に接続される。また、都道府県、市町村とも接続される。村役場内部では、イントラネットに接続し、職員のパソコンから、全国ネットワークに接続された環境となる。</p>	<p>2 . 内容</p> <p>吾妻町からは、群馬県と光回線(メガデータネット)で接続され、さらに県から各省庁(霞ヶ関WAN)に接続される。また、都道府県、市町村とも接続される。町役場内部では、イントラネットに接続し、職員のパソコンから、全国ネットワークに接続された環境となる。</p>	<p>【調整方針の理由】</p> <p>同一のシステムであるため。</p>
11 . セキュリティポリシーの策定・管理・運用	<p>1 . 目的</p> <p>村民の個人情報の保護、村の情報セキュリティの構築</p> <p>2 . 内容</p> <p>助役をセキュリティ統括責任者として情報セキュリティに努める。</p>	<p>1 . 目的</p> <p>町民の個人情報の保護、町の情報セキュリティの構築</p> <p>2 . 内容</p> <p>助役をセキュリティ統括責任者としてセキュリティ会議の開催する。</p>	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>合併時に策定する。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>合併後の住民の個人情報の保護。セキュリティ体制の構築。</p>